

令和6年度第4回杵築市農業委員会総会議事録

令和6年7月5日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	加 藤 隆 義	杵築	本 多 泰 久	大内	藤 原 哲 夫
東	古 宮 輝 美	八坂	平 野 素 一	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	護江	村 井 新 平	豊洋	長 友 富 男
東山香	松 田 司	中	小 野 弘 文	上	阿 部 正 俊
山浦	岡 山 秀 徳	田原	野 田 由 紀	朝田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 16 号	農地法第3条の申請について
議案第 17 号	農地法第5条の申請について
議案第 18 号	非農地証明願いについて
議案第 19 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長	それでは、令和6年度第4回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	（ 9時37分： 開始 ）
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員、 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名ですが、書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第16号から議案第19号までの4議案46件と報告事項3件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第16号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第16号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおりの許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 ア.所有権の移転 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m ² 、ほか 筆、合計 筆の m ² 。譲受人の経営面積は田、畑合わせて a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
委員	6月18日、譲受人の さん、事務局職員2名、 農業委員、推進委員の私で現地確認をしました。譲渡人の さんはまだ若いのですが、今回、 さんの方が受け継ぐということで申請となりました。申請地は、 から 方面に行き、 前の信号を左折し、2km進み が左側にあるところの裏が です。以前からナスを作っており、そこを引き継いで耕作するようです。 から1kmほどのところに があります。池がある真下になります。稲、ナスを植えて維持管理していくということです。問題ないと思います。慎重審議よろしくお願いします。
議長	1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	 さんは旦那さんが亡くなられて、土地を手放したいということです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。

	譲受人は以前から申請地でナスを栽培しており、市外在住ではありますが、週末のたびに実家に帰省して農業を行っていること、家族で農業を行っていることから、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。譲受人の経営面積は田畑合わせて■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
委員	6月20日、■■■農業委員、事務局職員2名、譲受人の■■■さん夫婦と現地確認をしました。申請地は、■■■区の■■■から左側の山手のところに空家バンクで家を買ったようです。■■・■■は■■■■の看板の下、県道の反対側、家の周りにございました。■■■さん夫婦に聞きますと、カボス、芋などを植えて近所迷惑にならないように管理したいということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、■■■委員が説明したとおり問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地近隣の空き家と併せて申請地を購入したい譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は市外在住で新規就農者ではありますが、申請地付近の空き家を購入し、市内に移住する予定です。申請地は遊休状態となっていますが、今後は草刈等の管理をしながら、さつまいもなどの野菜やカボス・オリーブ等の果樹を耕作すると聞いております。耕作及び管理については問題ないものと判断されます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号3番、申請人、譲渡人、[]区、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて[]a。理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	6月20日、事務局職員2名、私、[]委員とで現地確認をしました。[]さんが立ち合いにきてくれました。もともと梨を植えているところでみかんをしたいということでした。何の問題もないと思います。よろしくお願いします。
議長	3番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員が説明したとおりです。慎重審議よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、親子間での贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は認定農業者で既に経営を移譲されています。申請地では、昨年までは梨を耕作していましたが、今年からはみかんを耕作するとのことで、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、[]、[]、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、台帳、現況ともに[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて[]a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	6月20日、事務局職員2名と現地確認をしました。申請地は、[]から右折、左折、右折したところ。ちょうど角になります。周りに畑と田がありました。田は稲が植わっていました。よく管理されていました。よろしくお願いします。
議長	4番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	只今、[]委員の説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は以前から申請地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は水稻及び桔梗の栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号4番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■m²、合計■■筆の■■m²。譲受人の経営面積は、田畑合わせて■■■a。理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	6月19日、■■■委員、私、事務局職員2名、■■■さんと現地確認をしました。申請地は、■■■から50m下り、脇道を40mほど行ったところにあります。■■■さんが10年前から稲を植えていたようです。■■■さんが、管理が困難ということで、■■■さんをお願いしたいということで売買に至ったようです。よろしくお願いします。
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	只今、■■■委員が説明したとおりです。■■■さんもすでに田植えが済んでいましたし、■■歳ですが健康で管理もできると思います。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 譲受人は以前から申請地で水稻栽培を行っており、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。取得後は引き続き水稻栽培を行うとのことです。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号5番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号6番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■、設立■■年。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、

	現況ともに、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡。譲受人の経営面積は、田畑合わせて㎡a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	6番について、農地委員より説明願います。
委員	6月19日、農業委員、譲受人のさん、事務局職員2名、私で現地確認をしました。申請地は、から線を方面へ進み、の周辺です。申請者のさんは七草、ホウズキの栽培を隣接の土地で行っており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	6番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	この場所は10年前はさんという人が管理していましたが、亡くなられてが七草、ホウズキを植えていたところです。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準です。今回、市外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったため、申請となりました。 今回、法人での農地取得となりますが、譲受人は農地所有適格法人であり、以前から申請地を耕作していること、近隣で七草の栽培・製造を行っていることから、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号6番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第16号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第16号」について、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第16号」については、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第17号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	おはようございます。事務局の です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案第17号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。

	番号1番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■、■■■■、■■歳、転用者、■■■■、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡。申請内容、一般住宅として。申請理由、現在、■■■■内のアパートに家族■■人で暮らしているが、子供の成長に伴い手狭になったため、将来を見据えて実家近くの申請地に住宅を建築し居住したい。こちらは第1種農地です。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■委員	6月17日、■■委員、事務局職員2名、申請者の父親、行政書士の■■■さんと6名で現地確認をしました。申請地は、■■■■を■■■方面に向かい、一つ目の信号、■■■■を南に100mほど進み、次の信号を■■■方面に行き、■■■の■■■を右折し、300mほど進んだところです。現況は■■で美しく整備されています。譲受人は親の近くに家を建てたいということで土地を探していたところ、この土地を見つけたということです。よろしくご審議お願いします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■委員	只今、■■委員が説明したとおりです。慎重審議よろしくをお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	転用者の■■■さんの職業は■■■■で、現在は■■■■内のアパートに家族■■人で暮らしています。転用の目的は、将来を見据えて実家近くの申請地に住宅を建築し居住することです。 まず、立地基準です。 申請地は、概ね10ha以上規模の一段の農地の区域内にある農地であることから「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は原則転用許可することができませんが、例外的に許可することができます。 申請地周辺は第1種農地ではありますが、一定程度の宅地化が進んでおり、日常生活上必要な施設を集落に接続して設置しますので、例外規定の【集落接続】に該当し、転用が可能な土地になります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は畑、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路にそれぞれ接しており、一般住宅への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■■筆■■■㎡に、1階床面積■■■■㎡、約■■坪の一般住宅を計画しています。 工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実に見込まれます。 排水計画につきましては、雨水・宅内排水ともに、西側にある市道側溝へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。借入手続の写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。

議長	只今、「議案第17号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第17号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第17号」については、これを許可することに決します。
議長	次に「議案第18号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第18号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■字■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。 申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成11年に相続により申請地を取得したが、前所有者である母が平成8年6月頃に国道の拡幅工事に伴う立ち退きの際に、転用許可を得ることなく住宅を建築してしまったとのことです。 以上です。
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	6月20日、事務局職員2名、■■■さん、■■■農業委員、私で現地確認をしました。家が建ってから大分建つので、私は何回か訪問したことがありましたが、経過を知りませんでした。よろしくご審議お願いします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今、■■■委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を6月20日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成11年に相続により申請地を取得しています。平成8年6月頃に■■■■線の拡幅に伴い、宅地の大部分が道路用地として収用されたため、前所有者である母が、転用許可を得ることなく申請地に住宅を建築してしまったとのことです。このことについては、申請者から始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。

	今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に宅地として管理したいとのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■㎡、合計■■■■筆の■■■■㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成22年に相続により申請地を取得したが、前所有者である父が昭和59年頃に、隣接地に■■■■の■■■■を建設する際に駐車場として造成しており、現在まで駐車場として貸している状態とのことです。 以上です。
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	6月19日、■■■■農業委員、事務局職員2名、私の4名で現地確認をしました。申請地は、■■■■から■■■■線を経由し、■■■■線を左折、1km行ったところを■■■■方面に入るとあります。申請者の■■■■さんは相続により土地を取得しており、相続時点で駐車場として造成しており、現在でも駐車場として貸している状態です。農地には戻らないと思います。よろしくお願いします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	只今、■■■■委員が説明したとおりです。地元の人も経緯がわからなかったという土地です。審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を6月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、平成22年に父からの相続により申請地を取得しています。 昭和59年頃、隣接地に■■■■の■■■■が建設される際に、駐車場が不足していたため、前所有者の父が申請地を造成し、現在も駐車場として貸しているとのことです。このことについては、申請者からの始末書が提出されています。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に周辺の農地と併せて売却予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第18号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。

議長	お諮りいたします。「議案第18号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第18号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第19号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをお開きください。 「議案第19号」「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に係る農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 ア. 利用権の設定（公社への貸付） 議案書5ページの番号1番から議案書13ページの番号33番までは、利用権設定に伴う公社への貸付となりますが、今回は案件が非常に多いため、議案書5ページから13ページの説明を省略させていただきたいと思います。お手数をおかけしますが、お時間のある時に各自でお読み取りください。 議案書13ページをお開きください。 今回の大分県農業農村振興公社への貸し付けは、番号1番から33番までの合計 筆、 m²。貸し手農家数 戸、借り手農家数 戸。ア. 利用権の設定面積は、 m²です。 続きまして議案書14ページをお開きください。 イ. 利用権の設定（公社からの貸付） 番号34番、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借受人、 区、 。対象農地は、 筆、 m²です。土地の詳細についてですが、議案書5ページ番号1番から議案書11ページ番号26番の土地になります。貸付人の公社の説明につきましては重複しますので、以降は説明を省略させていただきます。 番号35番、借受人、 区、 。対象農地は、 筆、 m²です。土地の詳細についてですが、議案書11ページ番号27番の土地になります。 番号36番、借受人、 区、 。対象農地は、 筆、 m²です。土地の詳細についてですが、議案書12ページ番号28番から30番の土地になります。 続きまして議案書15ページをお開きください。 番号37番、借受人、 区、 。対象農地は、 筆、 m²です。土地の詳細についてですが、議案書12ページ番号31番から議案書13ページ番号33番の土地になります。 今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号34番から37番までの合計 筆、 m²。貸し手農家数 戸、借り手農家数 戸、イ. 利用権の設定面積は、 m²です。 続きまして議案書16ページから18ページをお開きください。 番号34番、 の詳細になります。利用権の種類は賃借権、年間の賃借料は10a当たり 円、設定期間は 年新規、耕作作物は大麦若葉となっております。 続きまして議案書19ページをお開きください。

	番号35番、[]分の詳細になります。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は[]年新規、耕作作物は水稲となっております。 続きまして議案書20ページをお開きください。 番号36番、[]分の詳細になります。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は[]年新規、耕作作物は水稲となっております。 続きまして議案書21ページをお開きください。 番号37番、[]の詳細になります。利用権の種類は使用貸借権、設定期間は[]年新規、耕作作物はお茶となっております。 詳細につきましては各自でお読み取りください。 以上です。
議長	只今、「議案第19号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第19号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第2号」がありますので、事務局より報告願います。
事務局	議案書22ページをお開きください。 「報告第2号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について」下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号1番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 工藤利明、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡。理由は借人の都合で、耕作の見込みがなくなったためです。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。理由は貸人の都合で、新たに利用権の設定を結ぶためです。 番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡。理由は貸人の都合で、新たに利用権の設定を結ぶためです。 以上です。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和6年度第4回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時17分： 終了)